

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会長 中曾根 弘文（自民）	堀井 巍（自民）	谷合 正明（公明）
磯崎 仁彦（自民）	杉尾 秀哉（※）	清水 貴之（維新）
猪口 邦子（自民）	浜口 誠（※）	（元. 10. 30 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）活動概観

10月4日の本会議で1名の委員の辞任が許可された後、新たに1名の委員が選任された。同日、選任された1名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われた。

〔調査の経過〕

今国会においては、まず、特定秘密の保護に関する法律第19条により平成30年5月18日及び令和元年6月7日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、衛藤国務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴き、政府参考人に質疑を行った。また、本審査会の年次報告書における指摘事項等について、政府参考人から説明を聴き、政府参考人に質疑を行った。さらに、平成30年6月22日及び令和元年6月6日に内閣府独立公文書管理監から内閣総理大臣に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、政府参考人から説明を聴き、

政府参考人に質疑を行った。

続いて、平成29年末時点ないし平成30年末時点で特定秘密を指定している11行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について全般的な説明を聴いた。

その後、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果に関する報告書（対象期間は平成30年12月1日から令和元年8月31日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

10月30日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について、衛藤国務大臣から説明を聴いた。

11月6日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に質疑を行った。また、本審査会の年次報告書における指摘事項等について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に質疑を行った。続いて、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府

参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

11月20日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から全般的な

説明を聴いた。

12月4日、年次報告書を決定し、議長に提出したほか、海外派遣議員から報告を聴いた。同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、12月6日の本会議で会長が報告した。

(2) 審査会経過

○令和元年10月30日(水)(第1回)

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について衛藤国務大臣から説明を聴いた。

○令和元年11月6日(水)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて

決定した。

○令和元年11月20日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和元年12月4日(水)(第4回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 本審査会の調査及び審査に関する年次報告書を提出することを決定した。
- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。
- 海外派遣議員から報告を聴いた。

(3) 審査会報告要旨

年次報告

【要旨】

本審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するものであり、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとなっている。本審査会では、平成29年11月から令和元年6月まで、政府の年次報告（平成29年5月）等を基に、平成28年末時点の特定秘密の指定等について調査を行っており、うち平成30年11月までの調査内容は昨年の年次報告書で取りまとめている。本報告書は、それ以降（平成30年12月1日から令和元年8月31日まで）の調査内容を取りまとめたものであり、12月4日に議長へ提出した。その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

平成28年末時点の特定秘密の指定等に関するこれまでの調査を踏まえ、特定秘密の指定の状況等について、各行政機関から改めて詳細な説明を聴取し、質疑を行った。

また、内閣官房（内閣情報調査室、内閣衛星情報センター）、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁から、審査会が要求した特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。

さらに、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する官腰国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

なお、立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会及び日本維新の会・希望の党的委員から、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密の提示を要求する動議が提出されたところ、討論の後、採決の結果、本動議は否決された。

2 主な指摘事項の概要

以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

ア 本審査会が行政機関に特定秘密の指定の適否を判断するための説明を求めた場合には、説明を求める理由を十分に理解し、的確に説明するなど真摯に対応すること。

イ 本審査会が、行政機関の長に対して特定秘密の提供を求めた場合には、真摯かつ適切に対応するとともに、例外的に、提供の求めに応じられないと判断する場合には、その判断の理由について本審査会の理解が得られるよう、十分かつ明確に説明すること。

ウ 個々の特定秘密の非公知性について本審査会から説明を求められた場合には、その公知・非公知を判断した根拠を十分かつ明確に説明すること。

エ 特定秘密を取り扱う各行政機関において、特定秘密文書中の特定秘密に該当する箇所に、特定秘密である旨の明確な表示を確実に付すこと。

オ 各行政機関が特定秘密の指定の有効期間を設定又は延長する際には、適切であると考えられる最も短い期間を定めるとともに、本審査会や独立公文書管理監が有効期間の説明を求めた場合には、十分な根拠をもって説明できるようにすること。また、独立公文書管理監は、指定の有効期間の適切性について引き続き厳格な検証・監察を行い、その結果を報告すること。

カ 独立公文書管理監の検証・監察において、新たな手法の導入や、分析能力向上を図るために取組などを積極的に行い、実効性を高めるとともに、必要に応じて人的資源の拡充を図るなど、体制を整備すること。また、検証・監察の過程で独立公文書管理監が得た問題意識については、積極的に本審査会と共有すること。

キ 政府全体で、本審査会による行政機関の特定秘密の指定等に関する指摘に対する取組を進め、その結果を逐次本審査会に報告すること。

ク 本審査会の指摘に対する政府の取組については、可能な限り、政府の統一運用基準の見直し等を通じて明確なルール化を図り、各行政機関の統一的な対応が実現するよう努めるとともに、見直し後の運用基準の内容について、本審査会に報告すること。

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかつた。